

# 弘前市職員の退職管理

令和7年8月

弘前市総務部人事課

## 目次

1. 再就職者による依頼等（働きかけ）の規制	・・・・・ 1
2. 働きかけ規制の範囲	・・・・・ 2
3. 再就職情報の届出	・・・・・ 3
4. 再就職情報の公表	・・・・・ 4
5. 罰則	・・・・・ 5
6. 様式	・・・・・ 6

### ○再就職者による依頼等の規制について

「地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律（平成26年法律第34号）」が平成26年5月14日に公布（平成28年4月1日施行）され、再就職者による依頼等が規制されるほか、退職管理の適正を確保するための所要の措置を講ずることとされました。

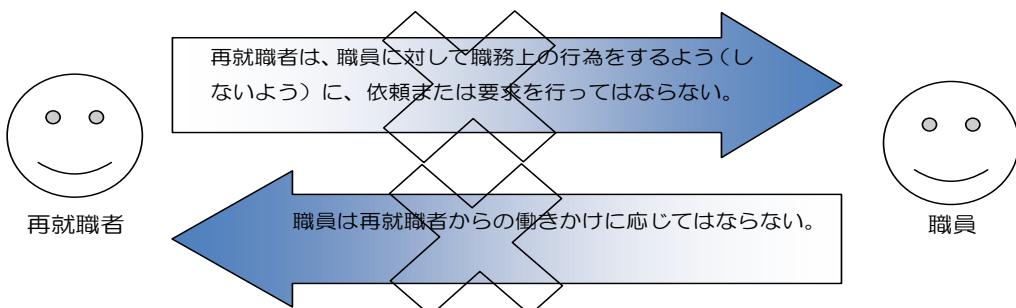
再就職者による依頼等については、離職後も職員に対して在職時の職務に関連して一定の影響力を有する再就職者が、その影響力を行使することにより、職務の公正な執行及び公務に対する住民の信頼を損ねる恐れがあることから規制することとされたものです。

# 1. 再就職者による依頼等（働きかけ）の規制

## （地方公務員法第38条の2関係）

再就職者が、離職前5年間に在職した執行機関の組織等の職員に対して、再就職先に関する契約等事務について、離職後2年間、職務上の行為をする（しない）ように、要求又は依頼することは禁止されています。（在職中のポストや職務内容により、規制される働きかけの対象範囲や期間が異なります。次ページ参照。）

（法第38条の2第1項、4項、5項、8項）



違反して、働きかけを行った再就職者は、拘禁刑又は罰金、過料に処せられます。（法第60条関係）

働きかけを受けた職員は、人事委員会に届出をしなければなりません。働きかけに応じて不正な行為をした職員は、拘禁刑又は罰金に処せられます。（法第38条の2第7項、第60条関係）

### 働きかけの例

- ・再就職先企業との契約を有利にするよう要求、依頼
- ・公になつてない情報を提供するよう要求、依頼
- ・再就職先企業の処分を甘くするよう要求、依頼
- ・再就職先企業の許認可を認めるよう要求、依頼など

#### ○再就職者とは…

離職後に営利企業等に再就職した元職員（一般職に属する職員（会計年度任用職員、条件付採用期間中の職員を除く。再任用短時間勤務職員・任期付短時間勤務職員は含む。））

#### ○営利企業等とは…

営利企業及び営利企業以外の法人（国、国際機関、地方公共団体、行政執行法人及び特定地方独立行政法人を除く。）

#### ○執行機関の組織等とは…

- ①執行機関の組織（当該執行機関（附属機関を含む。）の補助機関及び管理に属する機関の総体をいう。）、②議会の事務局など

#### ○契約等事務とは…

- ①再就職者が地位に就いている営利企業等やその子法人と市との間で締結される売買、賃借、請負その他の契約に関する事務、②当該営利企業等やその子法人に対する処分に関する事務

#### ○要求又は依頼とは…

契約等事務に関して、作為又は不作為を求める行為だけではなく、公開されていない事項に関する質問（情報提供の要求）を含む。

## 2. 働きかけ規制の範囲

在職中のポストや職務内容により、規制される働きかけの対象範囲や期間が異なります。

### ①すべての再就職者

離職前5年間に在職した執行機関の組織等の職員に対し、離職前5年間の職務に属する契約等事務に関して、離職後2年間働きかけを禁止。（法第38条の2第1項）

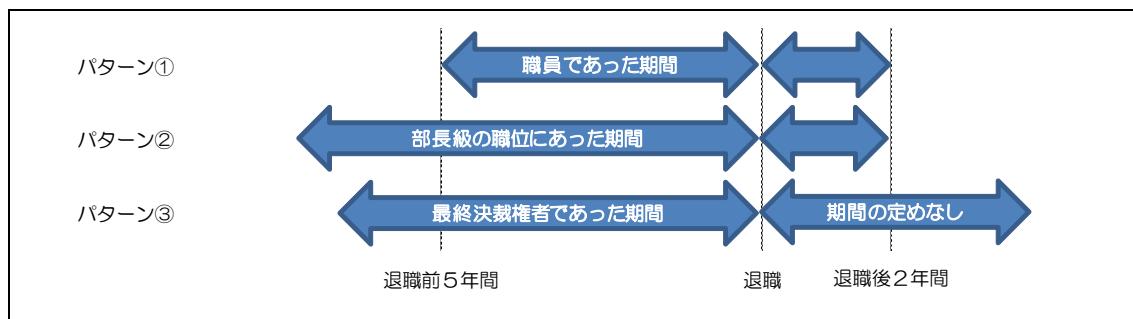
### ②離職前5年より前に部長級以上の職の経験がある再就職者

①に加え、離職前5年より前に部長級以上の職に就いていたときの執行機関の組織等の職員に対し、当該5年より前の部長級以上の職の職務に属する契約等事務に関して、離職後2年間働きかけを禁止。（法第38条の2第4項）

### ③再就職者が在職中に自らが決定した契約・処分への働きかけ

①、②に加え、在職した執行機関の組織等の職員に対し、自ら決定した（最終決裁権者となっている場合をいう。）契約・処分であって、現に再就職している営利企業等との間のものについて、期限の定めなく働きかけを禁止。（法第38条の2第5項）

### 再就職者による働きかけの規制のイメージ



### ○働きかけに該当しない場合（法第38条の2第6項）

- ①試験、検査、検定など、行政庁から委託を受けてその事務の一部を行う法人に再就職した職員が、当該事務を遂行するために必要な場合
- ②法令や契約に基づく権利を行使したり、義務を履行する場合
- ③法令に基づく申請及び届出を行う場合
- ④一般競争入札等における、売買、貸借、請負その他の契約を締結するために必要な場合
- ⑤法令または慣行により公開されている情報の提供を求める場合
- ⑥電気、ガス、水道、日本放送協会による役務の給付など、裁量の余地が少ない職務に関するものについて、任命権者に「再就職者による依頼等の承認申請書（様式第1）」を提出し、承認を得て行う場合

### 3. 再就職情報の届出

(法第38条の6、条例第2条関係)

元職員は、営利企業等に再就職した場合は、すみやかに再就職情報について任命権者に届け出なければなりません。

#### 届出の概要

##### ○届出が不要な場合

- ①雇用形態が日々雇用である場合
- ②任命権者の要請に応じ地方公務員又は国家公務員となるため退職し、引き続き地方公務員又は国家公務員となった場合
- ③市に再任用職員又は会計年度任用職員として採用された場合
- ④営利企業以外の法人その他の団体の地位に就いた場合で、年間の報酬額が103万円以下である場合

※届出の義務付け期間内に、届け出た内容に変更があった場合や離職した場合についても届出が必要です。

##### ○届出の義務付け期間

- ①離職後2年間

##### ○届出事項

- ①氏名、②生年月日、③離職時の職、④離職日、⑤再就職日、  
⑥再就職先の名称、⑦再就職先の業務内容、⑧再就職先における地位

##### ○届出の手続き・様式

- ①市長が定める様式に従い、離職した職又はこれに相当する職の任命権者に届出

## 4. 再就職状況の公表

(法第38条の6、条例第3条関係)

市長は、元職員の再就職に関する情報の透明性を高め、市民の信頼を確保するため、再就職情報の公表を行うこととしています。

### 公表の概要

#### ○公表の項目

- ①再就職状況の概要（条例第2条の規定により届け出た者の総数等）
- ②課長級以上の職に就いていた元職員（条例第2条の規定により届け出た者、再任用職員又はその他市職員として採用された者）の氏名、離職時の職、離職日、再就職日、再就職先の名称及び再就職先における地位

#### ○公表の時期、期間

- ①前年度に退職した職員の届出内容を8月末までに公表（再就職状況の変更は隨時反映）
- ②公表期間は退職日の属する年度の翌々年度末まで

#### ○公表の方法

- ①市ホームページへの掲載、報道機関への情報提供により行う。

## 5. 罰則

(法第60条、第64条、第63条関係)

- 不正な行為をするよう（相当の行為をしないよう）働きかけをした再就職者
- 再就職者からの働きかけに応じて不正な行為をした（相当の行為をしなかつた）職員



**1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金**

- 法第38条の2の規定に違反して職務上の行為をするよう（しないよう）に働きかけを行った再就職者



**10万円以下の過料**

- 職員（又は他の職員）による不正な行為をすること（相当の行為をしないこと）を見返りとする再就職のあっせん、求職活動を行った職員
- 職員から不正な行為をするよう（相当の行為をしないよう）に働きかけを受け、上記の事情を知りながらこれに応じて不正な行為をした（相当の行為をしなかつた）職員



**3年以下の拘禁刑**

**(ただし、刑法に正条があるときは、刑法による)**

## 6. 様式

元職員

### 再就職者による依頼等の承認申請書

令和 年 月 日

(任命権者) 殿

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第38条の2第6項第6号の規定に基づき、下記のとおり承認を申請します。

この申請書の記載事項は、事実に相違ありません。

#### 1 申請者

(ふりがな) ( ) 氏 名	生年月日 (年齢) 昭・平 年 月 日 生 ( 歳 )
勤務先の名称	役職
連絡先 TEL ( - - - )	FAX ( - - - )
勤務先営利企業等の業務内容	

#### 2 離職時及び離職前の状況

離職前5年間(※)の在職状況等	離職日 平成 年 月 日	離職時の職		
		所属・職	在職期間	職務内容
			自 平成・令和 年 月 日 至 平成・令和 年 月 日	
			自 平成・令和 年 月 日 至 平成・令和 年 月 日	
			自 平成・令和 年 月 日 至 平成・令和 年 月 日	
			自 平成・令和 年 月 日 至 平成・令和 年 月 日	
			自 平成・令和 年 月 日 至 平成・令和 年 月 日	
			自 平成・令和 年 月 日 至 平成・令和 年 月 日	
			自 平成・令和 年 月 日 至 平成・令和 年 月 日	

※ 申請者が地方公務員法第38条の2第4項に規定する職に就いていた場合にあっては、当該職に就いていた期間まで遡って記載すること。

3 要求又は依頼する事項と勤務先（営利企業等）との契約等の関係

在職していた執行機関の組織等において自らが締結を決定した勤務先（営利企業等）又はその子法人との契約に関する要求又は依頼

該当する  該当しない

在職していた執行機関の組織等において自らが決定した勤務先（営利企業等）又はその子法人に対する処分に関する要求又は依頼

該当する  該当しない

4 要求又は依頼の対象となる役職員

氏名（ふりがな）	( )
所属	職
職務内容	

5 要求又は依頼の対象となる契約等事務の内容

電気、ガス若しくは水道水の供給又は日本放送協会による放送の役務の給付を受ける契約に関する職務に関するもの

その他役職員の裁量の余地が少ない職務に関するもの

職務の内容及び職務に係る役職員の裁量の程度

上記の2項目のいずれにも該当しない

6 要求又は依頼の具体的な内容

--

7 その他参考事項

--

任命権者記入欄	
受理番号	
処理結果区分	
<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認 <input type="checkbox"/> 却下 (承認を必要としない)	
承認又は不承認の理由	
承認番号	処理年月日 令和 年 月 日

# 現職職員

別記様式第2（規則第13条関係）

## 再就職者から依頼等を受けた場合の届出

年　月　日

青森県人事委員会委員長 殿

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第38条の2第7項の規定に基づき、下記のとおり届出をします。  
この届出書の記載事項は、事実に相違ありません。

### 1 届出者

(ふりがな) ( ) 氏名	生年月日 (年齢) 年　月　日生 (　歳)
所属	職

### 2 要求又は依頼をした再就職者の氏名等

(ふりがな) ( ) 氏名	要求又は依頼が行われた日時 年　月　日　時
勤務先営利企業等の名称	役職
離職時の所属	離職時の職

### 3 要求又は依頼の内容

人事委員会記入欄
受理番号

再就職者から法第38条の2に規定する働きかけを受けた職員はこの様式により、青森県人事委員会に届出をしなければなりません。

この様式は青森県人事委員会のホームページ、弘前市のホームページ及び HICS に掲載しています。

# 元職員

## 再就職に係る届出書

年　　月　　日

(任命権者) 様

住 所

氏 名

電話番号

弘前市職員の退職管理に関する条例（平成28年弘前市条例第2号）第2条第1項の規定により、下記のとおり届出をします。

### 記

(ふりがな) ( ) 氏 名	生年月日 昭・平 年 月 日 生
離職時の職（所属・職名）	
離職日 年 月 日	
再就職日 年 月 日	
再就職先の名称	
再就職先の業務内容	
再就職先における地位（役職等）	

元職員

再就職に係る変更届出書

年　　月　　日

(任命権者) 様

住 所

氏 名

電話番号

弘前市職員の退職管理に関する条例（平成28年弘前市条例第2号）第2条第2項の規定により、下記のとおり届出をします。

記

(ふりがな) ( ) 氏 名	生年月日 昭・平 年 月 日 生
離職時の職（所属・職名）	
離職日 年 月 日	
届出事項の変更日 年 月 日	
変更前	変更後
再就職日 年 月 日	再就職日 年 月 日
離職日 年 月 日	離職日 年 月 日
再就職先の名称	再就職先の名称
再就職先の業務内容	再就職先の業務内容
再就職先における地位（役職等）	再就職先における地位（役職等）

※変更後の欄については、変更のあった項目欄のみ記載してください。

※再就職先を離職した場合は、変更後の離職日欄に離職年月日を記入してください。

問い合わせ先

総務部人事課人事研修係

〒036-8551

弘前市大字上白銀町1-1

TEL 0172-35-1119（直通）

内線 533、544